

牧之原市教育委員会
教育長 橋本勝 様

令和5年11月 日

請願人
中川 松枝
牧之原市静波1699-49

「学校施設整備基本構想・基本計画」素案について市民説明会の実施を求める請願

請願の趣旨

「学校施設整備基本構想・基本計画」策定において、素案の公表並びに素案段階での市民説明会及びパブリックコメントの実施を求める。

請願の理由

新しい学校づくり検討会のスケジュールによると、「学校施設整備基本構想・基本計画」策定について、素案段階での市民説明会やパブリックコメントの実施はなく、広く市民の意見を聞く機会を設けず、計画決定後に報告会を開催するとのことである。また市のホームページでは、「学校施設整備基本構想・基本計画」（案）について、パブリックコメントのみ実施するとしている。

これまでの「新しい学校づくり検討会」においては、学年の区切り、学校用地選定、通学方法、施設整備の方針などの基本構想。並びにその具体的な考え方から事業費などまでを定めた基本計画。これらの策定作業をしてきたと認識している。多岐にわたる重要な構想・計画であることから、市民参加の十分な手続きを踏む必要がある。

「牧之原市政への市民参加に関する条例」では、第5条で市民参加手続きの対象、第6条で市民参加の手続き、第7条で市民参加手続の実施等の定めがある。学校施設整備では、児童生徒やPTAをはじめ多くの地域住民が利用する施設となっている。また、多大な整備費用・市税が支出されることから、広く市民の理解が必要である。市による市民意識調査では、学校再編の取り組みを知っているが6割を超えたが、「知る」と「理解」には大きな隔たりがあり、6割を超えれば十分認識されたとも考えられない。

よって、対話によるまちづくりを推進する市の姿勢に反しないよう、「学校施設整備基本構想・基本計画」素案の公表、並びに素案段階での学区ごとの市民説明会、及び十分な期間を設けたパブリックコメントの実施を求める。

○牧之原市政への市民参加に関する条例

(市民参加手続の対象)

第5条 市民参加手続の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民に負担若しくは義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める行政活動

(市民参加手続)

第6条 市民参加手続は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント(市民意見提出手続。事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいう。)
- (2) 市民意識調査(市が広く市民意識の傾向を把握、分析する必要があるときに、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求めることをいう。)
- (3) 意見交換会(施策の趣旨や内容などを説明し、市民の意見等を聴取する集会をいう。)
- (4) ワークショップ(男女協働サロン等。ファシリテーター(会議進行役)の進行により、市民と市長等及び市民相互の意見交換並びに多様な共同作業を行い、一定の方向性を合意形成する会議をいう。)
- (5) 審議会等(地方自治法の規定に基づき設置する附属機関及び条例、規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める手続

(市民参加手続の実施等)

第7条 市長等は、市民参加手続を実施するときは、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、2つ以上の適切な方法を併用するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、総合計画その他重要な計画の策定等に当たっては、議会及び市の職員の意見等を反映する機会を設けるものとする。
- 3 市長等は、時代に対応した新しい市民参加手続の開発とともに、青少年、障がい者、高齢者等が参加しやすい環境づくりに努めるものとする。